

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の
整備に関する条例

(熊本市職員定数条例の一部改正)

第1条 熊本市職員定数条例(昭和24年告示第122号)の一部を次のように改正
する。

第1条中「職員とは」を「職員」とはに、「に雇用される者」を「の職に任用
される職員(次条第5号に掲げる職員にあっては、臨時の職員)」に改める。

第4条中「休職職員」を「休職にされた職員」に改める。

(熊本市自転車競走条例の一部改正)

第2条 熊本市自転車競走条例(昭和25年告示第65号)の一部を次のように改正
する。

第3条中「任命し、又は委嘱した」を「任命した」に改める。

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を
次のように改正する。

第1条中「本市職員」の次に「(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例(令和元年条例第 号)第1条の会計年度任用職員を除く。)」を加え
る。

第3条第1項中「級別基準職務表」を「等級別基準職務表」に改め、同条第3項中「人事委員会の定める基準に従い」を削る。

第3条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「、若しくは失職し」を削り、同条第5項中「加算した額を」の次に「第2項の」を加える。

第30条の2第1号中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第31条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「、若しくは失職し」を削り、同条第4項中「規定は、」の次に「第2項の」を加え、「同項」を「同条第5項」に改める。

第31条の5を削る。

第32条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

別表第1中「級別基準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

(熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項の会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「別表に定める期間を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

第8条中「、給料の月額に」を「給料の月額に」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあってはその月における報酬の総額のうちこれに相当する額」を加える。

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「常勤」を「常時勤務」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第4条第1項中「級別基準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第4条の2中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

第7条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「、若しくは失職し」を削り、同条第5項中「加算した額を」の次に「第2項の」を加える。

第7条の2第1号中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第8条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「、若しくは失職し」を削り、同条第4項中「規定は、」の次に「第2項の」を加え、「同項」を「同条第5項」に改める。

第10条第1項中「（次条）」を「（第12条第1項第3号及び第4号）」に、「次条において「祝日法による休日等」を「第12条第1項第3号において「祝日法による休日等」に、「次条において「年末年始の休日等」を「同号において「年末年始の休日等」に改める。

別表第1中「級別基準職務表」を「等級別基準職務表」に改め、同表1の表中「者」の次に「その他の法律により任期を定めて任用される者（再任用職員を除く。）」を加える。

（熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条第1項中「職員」を「本市職員のうち常時勤務に服することを要する者（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業

職員をいう。以下同じ。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)に改め、同条第2項中「(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者
- (2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)

- (3) 企業職員

第3条第2項中「、第6条の4第4項及び附則第15項」を「及び第6条の4第4項」に改める。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第14項及び第15項を削り、附則第16項を附則第14項とする。

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「教育委員会」の次に「、選挙管理委員会」を加え、「及び」を「、」に改め、「農業委員会」の次に「及び固定資産評価審査委員会」を、「の委員」の次に「並びに監査委員」を加える。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別表専門調査員の項を削り、同表交通安全対策会議委員、交通安全対策会議特別委員及び交通安全対策会議幹事の項中「、交通安全対策会議特別委員及び交通安全対策会議幹事」を「及び交通安全対策会議特別委員」に改め、同表家庭・女性相談員の項、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第5条に基づく評価人の項、母子・父子自立支援員の項、児童館児童厚生員の項、児童相談所心理判定員

の項、消費生活相談員の項、農地流動化推進員の項、県営元三・木部地区農地整備事業換地委員会委員の項、スクールソーシャルワーカーの項及びスクールカウンセラーの項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第15条の表中

「

第3条第4項	給料月額	給料の月額
	とする	に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする

」

を

「

第3条第4項	とする	に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を
--------	-----	------------------------------------

		同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--	--	--

に、「の給料の月額」を「の給料月額」に改める。

第 16 条の表中

「

第 4 条第 4 項	給料月額は	給料の月額は
	とする	に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする

を

「

第 4 条第 4 項	とする	に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
------------	-----	--

に、「の給料の月額」を「の給料月額」に改め、同表第 6 条第 3 項の項の次に次のように加える。

第 6 条の 3	通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者	単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者の例により、通勤手当については行政職員給料表適用者で育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10
----------	-----------------------------------	--

		条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしているもの
--	--	-----------------------------------

第16条の表第7条第6項の項右欄中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する」を削る。

第17条を次のように改める。

(育児短時間勤務をしている職員についての任期付職員条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員については、任期付職員条例第7条第2項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えて同項の規定を適用する。

第19条中「については、育児短時間勤務をしている職員とみなして」を「の給与については、」に、「適用する」を「準用する」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

(短時間勤務職員についての一般職給与条例の特例)

第22条の2 短時間勤務職員については、一般職給与条例中次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、一般職給与条例を適用する。

第4条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第4条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成

		3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第21条第4項	第2項	熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第22条の2
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第22条の2の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない

第 2 6 条 第 2 項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
	同条第 3 項	同条第 4 項
第 2 9 条 第 2 項	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

(短時間勤務職員についての教育職給与条例の特例)

第 2 2 条の 3 短時間勤務職員については、教育職給与条例中次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、教育職給与条例を適用する。

第 5 条 第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第 5 条 第 2 項 及び第 4 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条 第 3 項	、第 2 5 条 及び 第 2 6 条	及び第 2 5 条の規定並びに熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 3 号。以下「育児休業条例」という。)第 2 2 条の 2 の規定により読み替えられた一般職給与条例第 2 6 条
第 6 条の 3	であるもの	であるもののうち育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(育児休業条例第 2 2 条の 2 の規定により読み替えられた一般職給与条例第 1 5 条第 2 項第 2 号に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員をいう。以下同じ。)であるもの

	住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者	単身赴任手当及び宿日直手当については行政職員給料表適用者の例により、住居手当及び通勤手当については行政職員給料表適用者で育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるもの
--	--	--

第 2 3 条第 2 号中「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

(熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 0 条 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に」を「、人事委員会規則の定める基準に従いその職務の性質等を考慮して、任命権者が」に改める。

(公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例(平成 1 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第 4 条中「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を削る。

(熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 9 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に、「により第 3 条又は第

4条」を「により同条又は前条」に、「で、第3条又は第4条」を「であって、第3条又は前条」に、「場合と」を「ときと」に改める。

第8条中「職員（）」を「短時間勤務職員（）」に改める。

第9条の見出し中「熊本市一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職給与条例」に改め、同条第1項中「から第4条まで」を「、第4条」に改め、同条第2項中「第11条第1項」の次に「(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号。以下「教育職給与条例」という。))第6条の3の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

第10条第2項中「第15条第2項第2号」の次に「(教育職給与条例第6条の3の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。)」を加え、「、第26条第2項及び第31条の5」を「及び第26条第2項(教育職給与条例第6条第3項において準用する場合を含む。)」に、「第21条第2項及び第31条の5」を「第21条第2項」に改める。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(教育職給与条例の適用除外等)」を付し、同条第1項中「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号。以下「教育職給与条例」という。)」を「教育職給与条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 教育職給与条例第6条の3(扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に関する部分に限る。)の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第12条中「の規定」を削り、「係る」を「関する」に改め、「限る。)」の次に「の規定」を加える。

(熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「業務職員」の次に「(法第22条の2第1項の会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))である者を除く。)」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第 2 条の 2 会計年度任用職員である業務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

第 3 条中「業務職員」の次に「(会計年度任用職員である者を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員である業務職員の給与の額及び支給方法は、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)に規定する給与の額及びその支給方法を基準として、その業務と責任の特殊性を考慮して規則で定める。

(熊本市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 熊本市職員の倫理の保持に関する条例(平成 2 0 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を削る。

(熊本市オンブズマン条例の一部改正)

第 1 6 条 熊本市オンブズマン条例(平成 2 3 年条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項及び第 3 項を削る。

(熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第 1 7 条 熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 2 6 年条例第 7 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 8 条の 2 任命権者は、第 2 条又は第 6 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業

務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条（熊本市一般職の職員の給与に関する条例第30条、第30条の2、第31条及び第32条の改正規定に限る。）、第4条（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例第7条の2の改正規定に限る。）、第5条（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第7条、第7条の2及び第8条の改正規定に限る。）及び第6条（熊本市職員の退職手当に関する条例第12条の改正規定に限る。）の規定は、令和元年12月14日から施行する。

（熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第16項」を「附則第14項」に改める。

（熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 本市職員のうち第6条の規定による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により同条第1項の職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（同条第2項各号に掲げる者を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、

当分の間、その者を同条第1項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条の2まで及び第6条から第6条の3までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

(提出理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行等に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。